

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（**廃止**・縮減）

（農林水産省 林野庁 計画課）

<p>制 度 名</p>	<p>海外投資等損失準備金（海外造林等）</p>			
<p>税目（条文番号）</p>	<p>法人税（措法第 55 条、第 68 条の 43）</p>			
<p>見 直 し の 内 容</p>	<p>本制度の適用期限を 2 年延長することを要望していたが、取りやめる。</p> <p>（制度の概要） 特定の海外法人の株式などを有している法人が、その株式等の低落などの損失に備えるため、その取得価額に一定率を乗じて計算した金額以下の金額を準備金として積立てた場合、その積立額は損金に算入される。</p> <p>（適用対象法人） ①木材等の資源開発（育苗段階以降の造林を含む）、伐採等（木材の切削等を含む）の事業を行う資源開発事業法人 ②資源開発事業法人又は他の資源開発投資法人に対して、出資又は長期の資金の貸付事業等を行う法人であるとして経済産業大臣の認定を受けた資源開発投資法人</p> <p>（積立限度額） 30 / 100</p> <table border="1" data-bbox="1015 887 1489 981"> <tr> <td data-bbox="1015 887 1222 981"> <p>増収見込額 （平年度）</p> </td> <td data-bbox="1222 887 1489 981"> <p>+130 百万円</p> </td> </tr> </table>		<p>増収見込額 （平年度）</p>	<p>+130 百万円</p>
<p>増収見込額 （平年度）</p>	<p>+130 百万円</p>			
<p>廃 止 又 は 縮 減 の 理 由</p>	<p>制度創設から 40 年以上経過しており、直近過去 5 年間の適用実績が減少傾向にあり、過去 3 年間の適用実績は平均で年間約 10 件と低位であり、政策の合理性、有効性の観点から、延長要望を取りやめることとする。</p>			